

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 3 6 回 総 会

令和3年2月10日

### 第36回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年2月10日(水)

午前9時30分～

場 所 熊野市文化交流センター

交流ホール

#### (出席農業委員)

委 員	1 番	多川 進
委 員	2 番	原田 稔夫
委 員	5 番	松本 源一
副会長	7 番	栞原 清志
会 長	8 番	増田 幸美
委 員	9 番	山口 政高
委 員	11 番	福岡 淳史
委 員	13 番	栗須 幹生
委 員	14 番	大江 文章

#### (欠席農業委員)

委 員	3 番	森岡 正樹 (コロナウイルス対策の人数調整のため)
委 員	4 番	岡田 住夫 (コロナウイルス対策の人数調整のため)
委 員	6 番	島田 勝好 (コロナウイルス対策の人数調整のため)
委 員	10 番	橋本 和子 (コロナウイルス対策の人数調整のため)
委 員	12 番	福山 康子 (コロナウイルス対策の人数調整のため)

#### (事務局)

事務局長	勝田 悦生
農政係長	鈴木 健
係	竹原 千名

会議次第

1 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定について

その他

議長 皆様おはようございます。

委員各位におかれましては、ご多忙のなか、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、先日、熊野市内において新型コロナウイルスの感染者が確認されたことから、本日の総会は出席者を調整させていただいております。

また、本来は出席して発言をいただく農地利用最適化推進委員からの説明は事務局が代わって行いますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。会議を進めさせていただきます。

ただいまの出席委員は、9名であります。

欠席の届出は、3番森岡委員、4番岡田委員、6番島田委員、10番橋本委員、12番福山委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第36回総会を開会いたします。

最初に、議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、9番山口委員、11番福岡委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第36回総会総括表、3条所有権の移転は5件で、畑2, 395㎡、計2, 395㎡でございます。5条所有権の移転は2件で、畑1, 571㎡、計1, 571㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は7件で、田5, 060㎡、畑4, 437㎡、計9, 497㎡でございます。合計は14件で、田5, 060㎡、畑8, 403㎡、総合計は13, 463㎡でございます。以上です。

議長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして、提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、新鹿町字上津本■■■■番■■、台帳畑、現況畑、面積431㎡、ほか計4筆、922㎡でございます。譲渡人は、東京都三鷹市■■■■さん。理由は、高齢により譲渡したいということでございます。譲受人は、新鹿町■■■■さん、■■■■さん。所有面積は0a、耕作面積は14aです。農

作業歴は13年です。通作距離又は時間は、自宅より1分です。世帯員等従事者は1人です。理由は、農業経営規模拡大、野菜栽培をするということでございます。

2番、木本町字西谷■■■■番、台帳畑、現況畑、面積459㎡、ほか計2筆、725㎡でございます。譲渡人は、茨城県日立市■■■■さん。理由は、遠方に居住し、耕作困難ということでございます。譲受人は、飛鳥町大又■■■■さん。所有面積、耕作面積とも18aです。農作業歴は15年です。通作距離又は時間は、自宅より8kmです。世帯員等従事者は1人です。理由は、農業に従事したく、銀杏栽培をするということでございます。次のページをお開きください。

3番、井戸町字赤坂■■■■番■■■■、台帳畑、現況畑、面積299㎡、ほか計3筆、346㎡でございます。譲渡人は、滋賀県栗東市■■■■さん。理由は、遠方に居住し、耕作困難なため、空き家と一体として売却するということです。譲受人は、南牟婁郡紀宝町■■■■さん。所有面積、耕作面積とも0aです。農作業歴は20年です。通作距離又は時間は、0です。世帯員等従事者も0です。理由は、空き家と同時に取得し、野菜栽培をするということでございます。

4番、五郷町寺谷字細ノ平■■■■番■■■■、台帳畑、現況畑、面積82㎡でございます。譲渡人は、大阪府泉南郡■■■■さん。理由は、遠方に居住し、耕作困難ということでございます。譲受人は、五郷町寺谷■■■■さん。所有面積は3a、耕作面積は17aです。農作業歴は3年です。通作距離又は時間は、0です。世帯員等従事者も0です。理由は、農業経営規模拡大、茶栽培をするということでございます。次のページをお開きください。

5番、神川町神上字和田地■■■■番■■■■、台帳畑、現況畑、面積320㎡でございます。譲渡人は、神川町神上■■■■さん。理由は、耕作が困難なためということでございます。譲受人は、神川町神上■■■■さん。所有面積、耕作面積とも43aです。農作業歴は30年です。通作距離又は時間は、自宅より徒歩3分です。世帯員等従事者は0です。理由は、農業経営規模拡大、野菜栽培をするということでございます。

第1号議案の1番から5番については、いずれも申請書の内容等、書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明について

は、地元委員よりお願いいたします。なお、3番については、2月1日に新規参入者による聞き取り調査済みです。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、新鹿町担当に代わって事務局、お願いいたします。

事務局（農政係長）

第1号議案の1番について説明させていただきます。譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんは親子で、母親である■■■■さんは今回、譲渡す農地を父から相続していました。■■■■さん■■■■は15年ほど前に■■■■し、仕事をしながら母親である■■■■さんが相続した住宅と農地を引き受け、また、平成20年から有馬町で農地を借り入れ、水稻栽培を中心に野菜などを耕作しております。■■■■さんは水稻栽培の経験も豊富で、ハーベスターやクローラーなどを保有し、農機具に対する知識もあります。今回、譲り受ける場所は、■■■■の川を挟んだ対岸100メートルほどの場所に■■■■があり、その周辺の農地です。この案件につきましては、親から農地を引き継ぐということもあり、地元委員からは何ら問題ないとのことですので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 次に、2番について木本町担当をお願いいたします。

2番（原田委員） 2番原田です。

第1号議案の2番について説明させていただきます。譲渡人は、遠方に居住し、耕作困難ということです。譲受人は、農業に従事し、銀杏栽培をするということです。通作距離は、譲受人の自宅から軽トラックで約20分です。この案件については、地元委員としてなんら問題はないと思いますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 次に、3番について井戸町担当に代わって事務局、お願いいたします。

事務局（農政係長）

第1号議案の3番について説明させていただきます。目的については、事務局の説明のとおりです。譲渡人の■■■■さんは、井戸町松田地に空き家と農地を所有しており、今は滋賀県の栗東市に住んでいますが、空き家と農地を手放したいと希望していたところ、譲受人の紀宝町井田在住の■■■■さんが井戸町に娘さんが住んでおり、近くに住みたいと思っていたところ、娘さんの住宅の隣の空き家が売りに出されたため、空き家とともに農地を取

得したいということで、今回、申請されました。2月1日に農地部会長、副部会長、事務局と現地を確認し、譲渡人、譲渡人の娘さん、申請代理人の立合いのもと、農地の管理方法や耕作意欲、営農計画、所有農機具等について聞き取り調査を行いました。農地については、野菜作りが好きで、これまでも20年農業をしており、耕運機も使えて今後、畑づくりも楽しみにしており、娘さんにも協力してもらいながらやりたいと、耕作意欲もうかがえました。農地はすぐに雑草が茂るので、いつでも農地が継続的に使えるよう、草刈をしながら農地耕作管理をするよう伝えられています。また、今後の農地管理についても、娘さんにも協力してもらえるよう伝えられています。地元委員としては、新規就農にもつながり、農地の管理、空き家解消と住民が増えることになり、うれしく思うということでしたのでどうぞよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 次に、4番について五郷町担当に代わって事務局、お願いいたします。

事務局（農政係長）

第1号議案の4番について説明させていただきます。譲渡人の[ ]さんは、遠方に居住していて耕作ができないということで、3年前に[ ]さんに譲り渡すことになりました。譲受人の[ ]さんは、空き家と農地を同時に取得してから農業を始め、柑橘栽培などを経験し、昨年は水稲と野菜栽培を中心に利用権を設定して経験を積んできております。今回取得する農地は、五郷町寺谷の自宅の前になり、利用されていなかった農地を取得して有効活用してもらおうほうが地元委員としてもありがたいとの意見がございました。場所は、[ ]の横の住宅地にあります。この案件につきましては、地元委員からは何ら問題ないとのことですので、よろしくお願いいたします。

議長 次に、5番について神川町担当お願いいたします。

9番（山口委員） 9番山口です。

第1号議案の5番について説明させていただきます。譲渡人の[ ]さんですが、1年前にお父さんが亡くなりました。本人は、[ ]で[ ]をしているため、なかなか神上に戻ることがないようです。譲受人の[ ]さんは、農地のすぐそばに住んでいまして、今回、譲っていただくことになりました。地元委員としては、なんら問題はないと思いますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 特にご意見もないようですので、お諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、紀和町小森字前地■■■■番■■■■、台帳畑、現況畑、面積363㎡、ほか計3筆、927㎡でございます。譲渡人は、紀和町小森■■■■さん、紀和町小森■■■■さん。譲受人は、大阪府大阪市■■■■さん。転用の目的、施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、ソーラーパネル8基、発電出力は49.5kw、設置面積444.76㎡で宅地115.27㎡と一体利用で太陽光設備設置割合は42.67%です。事業概要書は提出済みです。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、経済産業省による太陽光発電設置認定通知書の写し、■■■■さんの同意書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、紀和町小森字仲切■■■■番■■■■、台帳畑、現況宅地、面積307㎡、ほか計2筆、644㎡でございます。譲渡人は、紀和町小森■■■■さん。譲受人は、大阪府大阪市■■■■さん。転用の目的、施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、ソーラーパネル6基、発電出力は33.0kw、設置面積250.17㎡、駐車スペース36㎡、太陽光設備設置割合は41.14%です。事業概要書の記載はありませんが、事業概要者は提出済みですので、追記願います。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、経済産業省による太陽光発



電設置認定通知書の写し、                    さんの同意書、法人登記事項証明書、定款の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の1番、2番については、申請書に記載された内容等、書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議 長     ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番、2番について、紀和町担当お願いいたします。

1 1 番（福岡委員）     1 1 番福岡です。

第2号議案の1番、2番について、関連がありますので一括して説明させていただきます。      さんと      さんが所有地を売るということで、先日、部会長さんはじめ皆さんに来ていただいて、立ち会っていただきました。小森はこれで6、7件のソーラーパネルの転用があり、パネル村になるのではないかと考えています。太陽光施設ができた後は草刈管理をお願いすることしかできないので、部会長さんにもそのことを言っていただきました。今後も見回りはしたいと思っておりますが、小森もこれだけ人がいなくなってくるとソーラーばかりになるのではないかと心配をしています。この案件については、承認をよろしくお願いいたします。

議 長     第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（な     し）

議 長     ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員）     1 番多川です。

2号議案の所有権の移転については、2月1日に現地調査をさせていただきました。先ほども委員さんが言うように、小森についてはソーラーの村になるのではないかというような感じを受けております。業者さんには、設置後の管理を十分行っていただくよう、再三言ってきました。地元委員の言うとおりで、なんら問題はないと思います。以上です。

議 長     農地部会長さんからは特に問題がないとのことですので、お諮りいたしま

す。第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し、知事に進達することといたします。

次に、承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、新鹿町字小栗須■■■■番、台帳田、現況田、面積482㎡、ほか計2筆、743㎡でございます。利用目的といたしまして、野菜栽培をすることとでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、愛知県長久手市■■■■さん。借受人は、新鹿町■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行新鹿支店。期間は、公告の日から5年間で、新規ということとでございます。

2番、有馬町字仲沖■■■■番■■■、台帳田、現況田、面積480㎡、ほか計2筆、877㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をすることとでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、兵庫県川西市■■■■さん。借受人は、有馬町■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行有馬支店。期間は、公告の日から3年間で、再設定ということとでございます。次のページをお開きください。

3番、有馬町字仲沖■■■■番■■■、台帳田、現況田、面積359㎡、ほか計2筆、969㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をすることとでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、有馬町■■■■さん。借受人は、有馬町■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行有馬支店。期間は、公告の日から3年間で、再設定ということとでございます。

4番、有馬町字仲沖■■■■番■■■、台帳田、現況田、面積1,305㎡、でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をすることとでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、有馬町■■■■さん。借受人は、有馬町■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行有馬支店。期間は、公告の日から3年間で、再設定ということとでございます。次のページをお開きください。

5番、有馬町字下矢田 番、台帳田、現況田、面積112㎡、ほか計2筆、1,166㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、有馬町 さん。借受人は、有馬町 さん。取扱いは、熊野市農地銀行有馬支店。期間は、公告の日から3年間で、再設定ということでございます。

6番、久生屋町字釜平 番、台帳畑、現況畑、面積257㎡、ほか計2筆、1,437㎡でございます。利用目的といたしまして、野菜栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、大阪府大阪市 さん。借受人は、津市 さん。取扱いは、熊野市農地銀行久生屋支店。期間は、公告の日から6年間で、新規ということでございます。次のページをお開きください。

7番、金山町字新大谷 番、台帳畑、現況畑、面積3,153㎡、ほか計3筆、9,291㎡の内3,000㎡でございます。利用目的といたしまして、野菜栽培をするということでございます。権利の種類は、賃貸借権の設定です。賃貸人は、金山町 さん。賃借人は、紀和町板屋 さん。取扱いは、熊野市農地銀行金山支店。期間は、公告の日から5年間で、新規ということでございます。

承認事項1の1番から7番については、いずれも農地の全ての効率的利用、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、新鹿町担当に代わって事務局、お願いいたします。

事務局（農政係長）

承認事項1の1番について説明させていただきます。借受人の さんは、昨年の5月の総会で承認された で、今は家の した農地を管理し、耕作しています。 さんの家の隣接する農地が草刈もされず荒れていたため、近隣の住民からも苦情が出ていましたが、 さんがこの荒れた農地を借り受けることができたため、草を刈って耕作することになりました。今現在も草刈



ます。地元推進委員の意見としては、何ら問題がないとのことでした。よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(な し)

議 長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。

これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等は全て議了いたしました。

ほかに何かございませんか。

(な し)

議 長 それでは、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

4月から新体制となりますので、次回が現体制での最後の現地調査、総会となります。現地調査につきましては、3月1日、月曜日、午前8時30分に市役所を出発いたします。関係される委員さんにはよろしくお願ひいたします。

また、次回の第37回総会は、3月10日、水曜日、午前9時30分から、文化交流センターでの開会を予定しておりますのでよろしくお願ひいたします。

最後に、先日、総会事項書に同封させていただきました「農山漁村のつどい」に参加される場合は、今日中に事務局へご連絡いただきますよう、お願ひいたします。事務局からは以上でございます。

議 長 これをもちまして、第36回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時03分)

議事録署名委員

9 番 委 員

1 1 番 委 員

会 長